

第45号議案

教育委員会教育長の任命につき市議会の同意を求めることについて

本市教育委員会の教育長に、次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、市議会の同意を求める。

令和6年3月22日提出

芦屋市長 高 島 峻 輔

記

住 所

氏 名 野村 大祐

提案理由

福岡 憲助教育長の任期が、令和6年3月31日をもって満了するため、次期教育長を任命しようとするもの。

参 照

地方教育行政の組織及び運営に関する法律抜粋

(組織)

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもって組織する。(後略)

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

(第2項省略)

3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処せられた者

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

(第5項省略)

(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。